

令和2年第5回鹿追町議会臨時会会議録

1 議事日程 第1号

日時 令和2年11月26日（木曜日） 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | 発委第 11号 | 新たな過疎対策法における過疎地域の振興に関する意見書 |
| 日程 6 | 議案第 74号 | 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 7 | 議案第 75号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 8 | 議案第 76号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 9 | 議案第 77号 | 令和2年度鹿追町一般会計補正予算（第8号）について |
| 日程 10 | 議案第 78号 | 令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程 11 | 議案第 79号 | 令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について |
| 日程 12 | 議案第 80号 | 令和2年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程 13 | 議案第 81号 | 令和2年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程 14 | 議案第 82号 | 令和2年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第3号）について |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

1番 清水 浩徳議員	2番 山口 優子議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 埴淵 賢治議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 吉田 稔議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己
教育委員会教育長 大 井 和 行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾
総 務 課 長 渡 辺 雅 人
総 務 課 主 幹 葛 西 浩 二
企 画 財 政 課 長 草 野 礼 行
福 祉 課 長 佐々木 康 人
建 設 水 道 課 長 大 上 朋 亮
病 院 事 務 長 菊 池 光 浩
企 画 財 政 課 長 補 佐 武 者 正 人

7 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 坂 井 克 巳
書 記 高 瀬 俊 一

令和2年11月26日（木曜日） 午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただいまから、令和2年第5回鹿追町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、説明員は最小限の出席者による会議を行いたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田稔）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって5番、加納茂議員、6番、上嶋和志議員を指名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長（吉田稔）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程3 諸般の報告

○議長（吉田稔）

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであります。

内容を御覧の上、御了承願います。

次に監査委員から令和2年度定期監査実施結果報告書と令和2年度随時監査実施結果報告書が提出されました。その写しをお手元に配付のとおりでありますので、御参照下さい。

これで、諸般の報告を終わります。

○議長（吉田稔）

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和2年第5回鹿追町議会臨時会が開催されるにあたり、行政の諸般について御報告申し上げます。

最初に、9月25日には、鹿追町障害福祉計画策定委員会、第1回目が開催をされました。

この計画につきましては、地域における共生生活の実現に向けて障害福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援する計画でありまして、計画は3年を1期として、3年ごとに見直すこととされております。

今回は第6期計画として、令和3年からの3年間の計画の策定を行うものであります。

委員にはそれぞれの団体から委員をお願いしまして、委員長には社会福祉協議会の白川悦子会長、副委員長には民生児童委員協議会の鈴木隆会長が互選されまして、現在の5期の実施状況、それから地域におけるニーズ等を踏まえて、今後3年間のサービス量の見込み等について協議を進めていただいて、町に答申をしていただく流れになっているものであります。

次に、10月1日には、鹿追町地域スマートソサエティ公民連携協定、オンラインで調印式を行いました。

相手方は皆さん御存じのとおり、鹿島建設株式会社でございます。

当日は、鹿島建設株式会社の押味至一代表取締役社長、それから常務執行役員であります新川環境本部長等々の出席で行われました。

本町と鹿島建設株式会社におきましては、鹿追町環境保全センター中鹿追バイオガスパラントにおいて、実証事業が実施をされており、バイオマスエネルギーの有効活用方策について調査研究を行なっているところであります。

このたび、今後の気象変動に伴う自然災害の頻発が見込まれ、地域の防災・減災を図りつつ、エネルギー、社会インフラ、産業振興等のテーマの下で、本町の実情に合った将来構想を本町と鹿島建設株式会社が連携して立案し、その実現に向けて取り組むことを目的として、公民連携の協定を締結したところであります。

調印式につきましては、先ほども申し上げたとおり新型コロナウイルスの感染拡大防止

対策として、鹿追町役場と鹿島建設株式会社とオンラインで結びまして、私と押味代表取締役社長が、それぞれ協定書に署名、押印という形で行われたところであります。

調印の後、私のほうから鹿島建設株式会社が持っている知見やノウハウ、これを最大限活用させていただいて、本町の地域活性化にお力添えいただきたいという旨の御挨拶をさせていただき、押味代表取締役社長からもSDGsの達成、ソサエティ5.0の実現に向けて最大限の協力をしたいとお言葉をいただいたところであります。

今後、検討テーマに沿って協議を行なって、またそれらの実現可能性調査を行なって、事業の実施に向けて取り組んでいきたいと思っております。

次に、10月6日には、鹿追町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会が開催をされました。

この計画につきましては、高齢者の方が住み慣れた地域で健康を維持しつつ、安心して暮らせることを目的に、これも3年ごとに策定する計画でありまして、今回策定するのは第8期ということになります。

こちらのほうも、委員長には白川悦子社会福祉協議会会長、副委員長には鈴木隆民生児童委員協議会会長をそれぞれ互選されまして、令和3年度からの一番大きいのが介護保険料ということになると思いますが、地域包括ケアシステム等々について、計画の中で協議を進めて答申をいただくということになってございます。

今、適用されている介護保険料につきましては26%という大きな引き上げを行なって現在の基準額が5,800円ということになっておりますけれども、これらについてこれまでのサービス料の状況、それから今後の見通し等を含めて検討されていくということになるかと思っております。

次に、10月8日には、まつもと薬局鹿追店の新築工事の地鎮祭が国民健康保険病院の南側の場所で行われました。

当日は、まつもと薬局の松本健春社長外、施工業者の株式会社千葉組、設計の株式会社創造設計社、町側としましては、私と副町長、国民健康保険病院事務長、議会からは吉田議長、安藤副議長、加納産業厚生常任委員長の出席のもと、執り行われました。

来年4月の開業ということで工事がだんだん進んできております。

2月末ぐらいの竣工を予定しておりまして、3月に保健所の検査等々を受けて4月の開業ということで工事の安全を祈願させていただいたところであります。

次に、10月12日には、テレビ北海道の取材ということで、これは11月14日に実際放

送されたんですけれども、テレビ北海道の毎週土曜日、けいナビ、経済ナビということで、すか、「けいナビ～応援！どさんこ経済～」という番組が、毎週土曜日の午前11時半から正午にかけて放映されているもので、この番組は元衆議院議員であった杉村大蔵さんが司会進行役を務めている番組でございます、テーマとして再生可能エネルギーということで2回連続で行われた内の2回目の放送でございます。

当日の話題は、洋上風力、せたな町の関係、それからノンファーム型接続、これは北電の新しい方式についての話、そして本町の自営線ネットワークの取組、それからバイオガス発電の取組についての取材をいただいて、当日放映をされたものであります。

この中で私が申し上げたのは、北海道のブラックアウトなどを教訓にして、それぞれの地域でエネルギーの自立分散を考えていく必要があるのではないかというお話をさせていただいたところであります。

次に、10月15日には、持続可能な社会づくり（SDGs）に向けた研修ということで、職員研修という形で開催をさせていただきました。

講師には、環境省北海道環境パートナーシップオフィスというところがございまして、そこと鹿追町との共催という形で、係長以下の職員、それから管理職に分けて2部構成で実施をいたしました。全ての課の職員が参加をいただいたところであります。

講師にはSDGs普及に取り組む、札幌市の環境政策課環境政策担当係長の佐竹輝洋さんをお招きして、「持続可能な開発目標とは」と題して講演をいただきました。

2030年までに達成すべき17の目標を掲げるSDGsの考えや理念への理解、これが深まったのではないかと思います。

高校等でも、しっかりこのSDGsを学んでいただいていますので、職員としてもしっかり理解を深めていく必要があると思っています。

今後はこのSDGsの理念を踏まえて、特に冷暖房の管理やペーパーレス化など、環境負荷軽減に資する取組などを、これは全町的に推進していくとともに町民の皆様への理解を深めるための取組も今後積極的に行なっていかなければならないと考えているところであります。

10月16日、バイオマス産業都市推進協議会部会第1回の運営幹事会が、これについてもオンライン形式で行われました。

私はオンラインで参加をし、本部は東京の中央区のほうでしたので、会場から参加された方が20名、それぞれの地域からウェブで参加された方が15名という形で開催をされた

ところであります。

このバイオマス産業都市推進協議会につきましては、従来バイオガス事業推進協議会、本町が会長を務めておりましたけれども、これの解散に伴ってこの産業都市のほうにその機能を移し、部会という形でバイオガス部会と木質バイオマス部会が新たに設置をされまして、バイオガス事業を本町がやっていたこともあってバイオガス部会の座長を私が務めることになったわけであります。

その第1回の運営幹事会ということで、それぞれの皆さんの挨拶から、今後どういった形で運営していくかという会議を開催したところであります。

従来バイオガス事業推進協議会が担っていた国に対する提言等々、この機能もこちらのほうに移るということで、今後しっかりこのことを引き継いで推進していかなければならないということでございます。

次に、10月27日には、東京都のKKRホテル東京におきまして、リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等の表彰式が行われました。

御案内のように本町、おかげさまで鹿追町環境保全センター、バイオガスプラントを核とする資源循環の取組が評価をいただきまして、最高賞の内閣総理大臣賞をいただいたところであります。

本年度は全国各地から97件の応募があったそうでございます。

内閣総理大臣賞は、本町その他1件でございまして、青森県深浦町立岩崎中学校のリサイクル活動の取組が内閣総理大臣賞ということでございました。

その他、農林水産大臣賞1件、経済産業大臣賞2件、国土交通大臣賞4件、環境大臣賞1件、3R推進協議会長賞36件の受賞ということであります。

表彰式で長坂経済産業副大臣より私は表彰状をいただいたところであります。

今後におきましても、この受賞を励みに地域循環型社会の構築を目指すとともに、バイオガスプラントの一番の目的である基幹産業の農業の生産性の向上、こちらのほうにしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

11月3日には、令和2年度鹿追町文化祭記念式典が、町民ホール、ホワイトホールで執り行われました。

本年は新型コロナウイルスの感染拡大防止ということで、出席者はもちろんマスクの着用、それから会場については従来ミュージカルホールで行なっていたものをホワイトホールに変更、来賓についても例年よりも人数を制限して、式典の内容についても簡素化とい

うことで実施をされました。

また、例年行なっている作品展示、芸能発表についても本年度は中止という形で行われたところでもあります。

今年の受賞者は、文化賞に石澤松實氏、文化奨励賞に鹿追華道会、七宝焼同好会、鹿追囲碁クラブ、それから鹿追町文化連盟表彰については、連盟賞が1名、文化連盟特別賞が1名、文化連盟功労賞14名、その他、学校教育推進協議会表彰ということで、子ども作品展優秀賞26名ということでありました。

次に、11月9日から10日にかけて、過疎対策要望ということで、関係機関を回ってまいりました。

新たな過疎法に対する要請活動ということでございまして、先般、新聞等で報道された本町を含む13市町村、次期過疎から除外される可能性がある自治体連名での要請書を持ちまして、中心は自由民主党の過疎対策特別委員会、あるいは道内選出の国会議員、それから総務省、関係機関にいろいろお願いをしてまいりました。

この要請行動には北海道からも総合政策部の佐々木地域振興官、それから地域政策課の岡田主幹、それから北海道町村会からも熊谷政務部長、それから吉田主幹等々の御同行もいただいたところでもあります。

現状としては、道内179市町村の内149、全体の80%が過疎に指定されている状況でございます。管内では14町村が過疎ということでございますけれども、今回報道によりますと管内では、本町と更別村が外れる見込みということでございます。

なかなか新法における基準面の変更の関係ですか、いろんな課題がありますが、議員立法ということで、与野党全会一致が原則ということもあって、明確なルールが必要ということで個別の事情についていろいろ申し上げてもなかなか難しい面があるということでもあります。

現状としては、もし外れた場合の経過措置について、それから今回の新型コロナウイルスの影響も含めて財政力の弱い自治体への配慮が必要ではないかという認識は、それぞれ過疎対策委員、他の議員についてもその辺の認識はお持ちいただいているということですので、この辺を今後しっかりお願いをしていかなければならないかなと思っています。

いずれにしても年内には、まず自由民主党としての大綱をまとめていきたいというスケジュールというふうにお聞きをしておりますので、年内、あるいは年明けにかけてまた必要な行動を取っていかなければならないかと思っています。

総務省にも大臣をはじめとしてお邪魔をしてできる限りの協力はしていくという話をいただいております。

議員立法ということで、総務省が今、前面に出てとはならないということですが、必要な対応についてはしっかり行なっていきたいというお話をいただいたところであります。

それから、本日この後、御審議がされるとお聞きしておりますけれども、新たな過疎対策法における過疎地域の振興に関する意見書、これを審議していただくことになっております。どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

それから11月12日ですけれども、北十勝4町の意見交換会が行われました。これについては例年、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町の4町の首長、それから議会議長、十勝総合振興局の局長、それから久門地域創生部長、例年各町持ち回りで開催をされているものであります。

今回については、こういう情勢ですので町村会テレビ会議システムを使ったウェブ開催ということで行われました。

内容としては今年度の各町における主要事業、あるいは新型コロナウイルス感染対策についての説明等をさせていただいたところであります。

それぞれ本年の各町における主要事業の関係、それから十勝総合振興局の水戸部裕局長からは、管内の新型コロナウイルス感染症の対応状況等々についてお話がされたところであります。

次に、11月18日には、NTT東日本の田中支店長外職員の方が来庁されて、農村地区光回線整備事業のその後の状況で、御説明にお見えになりました。

本町の農村地区における光回線の申込み状況については、必要とされていた回線数を超える申込みをいただいております、事業については国庫補助事業の手続きと順調に進んでいるところでございます。

今後のスケジュールについてはこれから地域マネージャー等を通じて地域の皆さんにお知らせをしようと思っておりますけれども、敷設する光ケーブルのルート、それからケーブルの長さ、それから場合によっては電柱の増設も必要なところもございますので、これらの設計が令和3年3月くらいまで期間的にかかるのではないかという見通しをされておりました。

それから、実際の工事につきましては、やはり冬期間は難しいということもありますの

で、令和3年4月以降、準備できた地区から順次作業が始まるということでした。

この工事はやはり半年以上が見込まれておりますので、開通については当初からお話が合ったとおり、令和4年1月頃から使用ができるという見込みという御報告をいただいたところでもあります。

それぞれ申込みをいただいている方等々については、NTT東日本のほうで来年の夏くらいからそれぞれ具体的な相談、あるいはお宅にお邪魔してという形を取りながら順次進めていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、11月20日には、新過疎法制定実現総決起大会、それから全国過疎連盟の令和2年度定期総会が東京港区の芝公園にありますメルパルクホールで開催されましたので出席してまいりました。全国の過疎市町村からの参加でございます。

全国過疎地域自立促進連盟は、青森県の三村知事が会長を務めておられます。

令和2年度の定期総会に続きまして、新過疎法制定実現の総決起大会ということで「新たな過疎対策法の制定等に関する決議要望」を採択して、その後役員で自由民主党をはじめとする関係各所に要望が行われたところでもあります。

同日、東京千代田区の砂防会館で、農業農村整備の集いが開かれましたので、こちらのほうにも参加をしてきました。全国土地改良事業団体連合会、それから都道府県土地改良事業団体連合会の主催ということでございます。

この組織の会長は、和歌山県の土地改良事業団体連合会の会長も務めておられる自由民主党の二階俊博幹事長が会長を務めております。

来賓として、自由民主党の佐藤勉総務会長、それから森山裕国会対策委員長、野上浩太郎農林水産大臣等々、多くの来賓の方がお見えになっておりました。

大会の中では「野を守り、地方を創る予算の確保に向けて」ということで、計画的、安定的な土地改良事業実施に向けた予算確保を国に求めていくという要請書が採択されまして、これについても大会終了後、役員で各関係機関に要請活動を行なったところでもあります。

11月23日には、新穀感謝祭及び家畜感謝祭ということで、鹿追神社で開催をされました。これにつきましても、例年であれば多くの参加者ということでもありますけれども今回は各関係機関の代表者のみという形で実施をさせていただきました。

吉田議長、木幡代表理事組合長、菊池農業委員会会長、宮崎十勝農業改良普及センター西部支所長など11名の参加ということでございます。

新型コロナウイルスの影響でデイリーフェスティバルが中止となりましたので、家畜感謝祭も兼ねて行わせていただいたところであります。

令和2年の作況について、木幡代表理事組合長から概況のお話がありました。

数的にはまだまだ全体はまとまっていないということではありますが、概況を申し上げますと、令和2年の天候状況についても春先からいろいろあって必ずしも良好とはいえない状況ではありましたけれども、農産関係についてはおおむね平年作という御報告を聞いております。

ただやはり馬鈴しょの関係について、特に種芋の確保が令和3年は相当苦勞するというところで、規格外のものについても再選別をして令和3年の種芋に充てていかなければならない状況だというお話がありました。

おおむね平年作といってもやはり、昨年は農産も良かったので生産額については減る見通しということがございます。

酪農畜産関係については、粗飼料については、まあまあ良好な収穫ができた。

生乳については、一時期落ち込んだ時期もありましたけれども、前年対比でプラスにはなるだろうと、肉牛関係については、枝肉価格の低下などがあり、減収になる見込みということがございます。

昨年242億円近く生産額がございましたので、これからの10億円以上は多分減ってしまうのではないかと、今の段階での見込みということをお話をされておりました。

最後になりますけれども、新型コロナウイルス感染症の関係でございます。

全国、それから北海道の状況については、皆さんよく御存じのとおりでありますけれども、北海道では11月7日から、11月27日までを集中対策期間ということで、新北海道スタイルの徹底をはじめとした期間として設けているところでありますけれども、今朝の新聞報道等にもありましたけれども、この集中対策期間を12月11日ぐらいまでに延ばす方向ということで、今日、多分北海道の対策本部会議が開かれると思っておりますけれども、そういった取組が継続される状況であります。

現在、札幌市においては警戒ステージの4相当ということで、感染防止対策の取れない不要不急の札幌市との往来を控える等々の対策が取られているところでございます。

町としても必要に応じて対策本部を開いておまして、直近では先週、18日に第21回目の対策本部を開いているところであります。

特に町民の皆さんに対しては、ホームページ、それから折を見て新聞チラシ等でいろん

な警戒の情報等を流しておりますけれども、今後とも必要な情報提供をしっかりとしていきたいと思っております。

職員の関係ですけれども、職員についてはいろいろ健康管理、それから普段の行動等十分注意するよとということをしてしておりますけれども、特にそれぞれの職員の健康管理についてさらに万全を期するように、今週火曜日の連絡会議等々を通じて再度周知徹底をするとともに、総務課長のほうから文書も流して、役場の機能をしっかりと維持する必要があるということもございますので、しっかりと感染防止対策に取り組んでいきたいと考えているところであります。

以上、行政報告といたします。

○議長（吉田稔）

これから行政報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、清水浩徳議員。

○1番（清水浩徳）

10月4日に、第5旅団長感謝状贈呈式と記載がありますけれども、どなたが受賞をされたのでしょうか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

不肖、私がいただきました。

鹿追地区自衛隊協力会連合会の顧問という肩書でしたが、たまたま私が職員時代に企画財政課長もやっております、そのときに鹿追駐屯地の司令からも感謝状をいただいておりますので、恐らくそういう流れなのかなと思っております。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。

これで行政報告を終わります。

議案配付のため、暫時休憩といたします。

[暫時休憩]

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程5 発委第11号 新たな過疎対策法における過疎地域の振興に関する意見書

○議長（吉田稔）

日程5、発委第11号、新たな過疎対策法における過疎地域の振興に関する意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6番（上嶋和志）

発委第11号、新たな過疎対策法における過疎地域の振興に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案内容の説明を行います。

新たな過疎対策法における過疎地域の振興に関する意見書。

鹿追町の過疎対策においては、国の4次にわたる総合的な過疎対策事業による、過疎対策事業債や国庫補助率のかさ上げなどの財政支援策を有効に活用し、生活基盤である交通、情報通信の整備、地域医療、福祉施策の充実、教育機会の確保など、各分野において、地域が抱える様々な課題の解消に向けた取組を進め、近年は魅力のあるまち、住み良いまちとして、人口減少が穏やかに推移するなど過疎対策の成果が出始めている。

しかしながら、人口減少・少子高齢化に歯止めがかからず、多くの集落が消滅の危機に瀕するほか、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進み、依然として深刻な状況にあり、現在、総合計画に掲げる理念に、国営土地改良事業等の生産基盤や教育施設、観光・交流施策の整備、また、移住定住等のソフト施策など、国の過疎対策を力に鋭意努力しているところである。

国においては、令和3年3月末をもって失効する「過疎地域自立促進特別措置法」に代わる新たな過疎対策法の制定に向けての検討が行われているが、その考えにおいては、人口減少率等が一定の基準を満たさない市町村は、たとえ小規模で財政力が弱くとも過疎法の適用から卒業するとされている。

まさに「疎」である我が地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する国民のふるさとであ

り、都市に食糧や水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

我がまちに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として維持されることは、同時に、都市を含めた国民全体の安心・安全な生活の営みに寄与するものであり、そのためには国の過疎対策による支援は欠くことができないものである。

折しも全国で新型コロナウイルス感染症が拡大し、その影響により地域の経済が疲弊するとともに、今後の地方税の減収も予想されている。この難局を乗り越えるべく鹿追町民が一丸となって地域の活性化に向け力を尽くしているところであり、国においては、新たな過疎対策法の制定にあたり、鹿追町を継続指定されるよう強く要望するとともに、よしんば過疎指定がかなわない場合にあつては、コロナ禍を踏まえ、現行過疎法制定時の内容よりも拡充した経過措置を講じられるよう併せて切に要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

提出先につきましては、衆参両院議員議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、関係諸大臣にお送りをいたします。

写しを記載の各議員にお送りいたします。

以上、よろしくご審議をいただき議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第 11 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案どおり可決されました。

日程 6 議案第 74 号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 7 議案第 75 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 8 議案第 76 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 6、議案第 74 号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 7、議案第 75 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 8、議案第 76 号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

以上 3 件については、関連がありますので、議事進行上、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごと採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

以上 3 件について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 74 号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 75 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 76 号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので、一括して説明させていただきます。

はじめに提案理由を申し上げます。

本年 10 月 7 日及び 28 日に、人事院から国家公務員の給与について月例給の改正はあり

ませんでした。期末手当の支給月数を0.05か月分引き下げる勧告がありましたので、それぞれ条例の一部を改正するものであります。

はじめに、議案第74号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容を御説明申し上げます。

第1条、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第5条は、期末手当の規定であり、12月に支給する割合、「100分の225.0」を100分の5減としまして、「100分の220.0」に改めるものであります。

次に、第2条の第5条は、6月及び12月に支給する割合をともに、「100分の222.5」に改めるものであります。

附則につきましては、施行期日等の規定であり、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定については、令和3年4月1日から施行するとするものであります。

次に、議案第75号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容を御説明いたします。

第1条、特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第5条は、期末手当の支給割合の規定であり、第1項中の12月に支給する割合の「100分の225.0」を、100分の5減としまして、「100分の220.0」に改めるものであります。

第2条の第5条第1項は、6月及び12月に支給する割合をともに、「100分の222.5」に改めるものであります。

次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定については、令和3年4月1日から施行するとするものであります。

次に議案第76号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、改正内容を御説明いたします。

第1条、職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するといたしまして、第19条は、期末手当の規定であり、第2項及び第3項中、期末手当の支給割合、「100分の130」を、100分の5減といたしまして、「100分の125」に改めるものであります。

第2条の第19条は、6月及び12月に支給する割合をともに「100分の127.5」に改めるものであります。

第3条、鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則に、第3条、第4条を加え、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当は、任用された年度の4月1日における職

員の給与に関する条例、第19条から第19条3の規定を準用するとするものであります。附則第5条は、会計年度任用職員制度導入に伴い廃止されました臨時職員取扱規則第3条の規定により、任用された職員の期末手当については、第3条、第4条の規定に関わらず別に定めるとするものであります。

次に附則は、施行期日等の規定であり、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するとするものであります。

以上、議案第74号から議案第76号まで一括で御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第75号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第76号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程9 議案第77号 令和2年度鹿追町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（吉田稔）

日程9、議案第77号、令和2年度鹿追町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第77号は、令和2年度鹿追町一般会計補正予算（第8号）となるものです。

令和2年度鹿追町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ394万4千円を減額しまして、総額を86億7095万9千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、12ページより御説明申し上げます。

款項目、議会費の職員手当等で11万8千円の減額。

総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当等で249万1千円、共済費で49万2千円のそれぞれ減額。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の繰出金で、国民健康保険特別会計繰出金で2万4千円の減額。

在宅福祉費の繰出金、介護保険特別会計繰出金で2万1千円の減額。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で町立病院運営費補助金75万2千円の減額。

農林費、農業費、農業用水事業費の職員手当等で2万1千円、共済費で3千円、繰出金

で簡易水道・下水道特別会計合計で2万2千円のそれぞれ減額となるものであります。

次に歳入、11 ページから御説明いたします。

款項目、地方交付税の地方交付税で394万4千円の減額であります。

以上、一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程10 議案第78号 令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（吉田稔）

日程10、議案第78号、令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第78号は、令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）となるもの

です。

令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ2万4千円を減額しまして、総額を7億9660万円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、20ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当等で2万1千円、共済費で3千円のそれぞれ減額であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で2万4千円の減額であります。

以上、令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

(第4号) について

○議長（吉田稔）

日程 11、議案第 79 号、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 79 号は、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）となるものです。

第 1 条、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては第 1 款、病院事業収益、第 2 項、医業外収益から 75 万 2 千円の減額で、補正後の額を「7 億 4138 万 9 千円」とするものであります。

支出につきましては、第 1 款、病院事業費用、第 1 項、医業費用から 75 万 2 千円の減額で補正後の額を「7 億 4138 万 9 千円」とするものであります。

第 3 条は、予算第 6 条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、(1) 職員給与費「4 億 1194 万 9 千円」から、75 万 2 千円を減額し、「4 億 1119 万 7 千円」とするものであります。

第 4 条は、予算第 4 条に定めます他会計からの補助金の補正であり、「2 億 4545 万 4 千円」から 75 万 2 千円を減額し、「2 億 4470 万 2 千円」とするものであります。

次に補正予算の内容につきましては、次ページの補正予算説明書より御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入は、病院事業収益、医業外収益、他会計補助金で 75 万 2 千円の減額であります。

支出は、病院事業費用、医業費用、給与費で合計 75 万 2 千円の減額であります。

以上、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程12 議案第80号 令和2年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（吉田稔）

日程12、議案第80号、令和2年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第80号は、令和2年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第2号）となるものです。

令和2年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ1万円を減額しまして、総額を2億9198万2千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、29ページより御説明申し上げます。

事業費、水道総務費、一般管理費の職員手当等で9千円、共済費で1千円のそれぞれ減額であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で1万円の減額であります。

以上、令和2年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程13 議案第81号 令和2年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（吉田稔）

日程13、議案第81号、令和2年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第81号は、令和2年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）となるものです。

令和2年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとい

たしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ1万2千円を減額しまして、総額を2億2686万4千円とするものであります。

補正予算の内容につきましては歳出、36ページより御説明いたします。

管理費、施設管理費、農業集落排水施設管理費の職員手当等で1万円、共済費で2千円のそれぞれ減額であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で1万2千円の減額であります。

以上、令和2年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程14 議案第82号 令和2年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（吉田稔）

日程 14、議案第 82 号、令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 82 号は、令和 2 年度介護保険特別会計補正予算（第 3 号）となるものです。

令和 2 年度介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 4 万円を減額いたしまして、総額を 5 億 1088 万 2 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、43 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当等で 1 万 8 千円、共済費で 3 千円のそれぞれ減額。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、包括的支援事業費の職員手当等で 1 万 7 千円、共済費で 2 千円のそれぞれ減額であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

款項、介護保険料、第 1 号被保険者保険料の現年度分で 1 万 9 千円の減額。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で 2 万 1 千円の減額であります。

以上、介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 82 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和 2 年第 5 回鹿追町議会臨時会を閉会します。

閉会 11 時 10 分